平成２６年（フ）第６６号
大阪府高石市綾園２丁目18番１―403号
債務者　前野まなみ
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
大阪府松原市一津屋３丁目３番28号
債務者　小屋越　道（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８４号
大阪府河内長野市美加の台１丁目39―１―1014、住民票上の住所大阪府河内長野市美加の台１丁目17番82―304号
債務者　岡本　真美
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３号
長崎県長崎市茂木町1590番地172
債務者　城谷　茂利
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８号
東京都武蔵村山市三ツ藤３丁目30番地の１
債務者　難波　弘士
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４５号
東京都調布市布田２丁目17番地２アークシティアレックス520
債務者　安井　拓也
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６４号
東京都八王子市元八王子町３丁目2500番地カトレアハイツⅡ203号
債務者　後藤　紀子（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３号
熊本県八代市古閑中町849番地１　Ⅱ101
債務者　八役　一生
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月14日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第２２１１号
横浜市南区南太田４丁目31番４号　南星ハイツ201
債務者　永野　博孝
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５９号
横浜市中区千代崎町３丁目79番地３　ウェルシーハイム101号室
債務者　前原　未男
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２０号
横浜市南区南太田１丁目47番46号　野沢アパート202（前住所）
債務者　小泉　直子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７号
栃木県宇都宮市東峰町3090番地18　ハイツ・フロール202
債務者　吉澤　哲也
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５８号
栃木県宇都宮市簗瀬町1969番地33　エディハイツ103号室、前住所栃木県宇都宮市天神２丁目３番１号　ティ・エム自立支援宿泊所109Ａ
債務者　枝川　弘明
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７９号
横浜市緑区台村町342番地　メゾンピロティ103号
債務者　山口　貴生
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９３号
横浜市磯子区滝頭２丁目５番９号　ヴィラ・サンライズ105号
債務者　川渕佐太起
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２０号
大阪市東住吉区針中野１丁目21番17号
債務者　木下　義行
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部